



平戸市監査公表第 171-2 号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の報告がありましたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、措置改善事項を公表します。

令和 5 年 12 月 27 日

平戸市監査委員 戸田 幾嘉
平戸市監査委員 首藤 毅彦



第 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく財務監査、行政監査及び定期監査

第 2 措置を講じた部局及び意思決定を行った部局

総務部総務課
市民生活部健康ほけん課
会計課

第 3 監査の期間

総務部総務課 令和 4 年 10 月 26 日 (水) から 27 日 (木) まで
市民生活部健康ほけん課 令和 5 年 1 月 11 日 (水) から 12 日 (木) まで
会計課 令和 5 年 2 月 1 日 (水)

第 4 措置を講じた内容及び意思決定を行った内容
別紙のとおり

定期監査「指摘事項」に係る措置状況一覧

【措置を講じた部局：総務課】

区分	内容	措置
指導事項	<p>1 例規の整備について</p> <p>総務課所管の例規において、下記のとおり、不備な点がみられたので、定期的に確認を行うなど適正な例規整備に努められたい。</p> <p>(1) 平戸市市営交通船被服貸与規程について 同規程第2条で、船員にかかる被服の貸与範囲について規定され、別表において品目、員数、貸与期間が示されている。また、品目については、作業衣（冬衣）、作業衣（夏衣）、防寒衣、防雨衣、安全靴の5品目となっている。</p> <p>一方、平戸市職員被服貸与規則の別表においても、被貸与者に船員を設け、「作業服（上下）」及び「安全靴」について、重複して規定されているので、所要の改正をされたい。</p> <p>(2) 平戸市市営交通船事業会計規程について 同規程第53条で、「固定資産の減価償却は、定額法によって取得年度から行う。」と規定されている。</p> <p>しかしながら、平成31年3月1日から就航した第二フェリー大島の減価償却は、取得年度（平成30年度）からではなく、令和元年度から行っており、取り扱いが矛盾していたので、所要の改正をするなど対処されたい。</p> <p>また、同規程には、「平戸市財務規則」を準用する規定はないが、同規程に定めがない条項については、実務上、平戸市財務規則を準用しているので、所要の改正をされたい。</p>	<p>(1) 【行政班】 規則改正済み</p> <p>(2) 【行政班】 規程改正済み</p>
指導事項	<p>2 公金のリスク管理について</p> <p>平戸市市営交通船事業会計規程第2条第5項で、「現金取扱員」について規定されているが、交通政策班長のみが現金取扱員に任命されており、主として日々、大島フェリー旅客運賃等の現金を取り扱っている同班員は任命されていなかったため、同規程に基づく手続きをされたい。</p> <p>また、同条第6項において、「現金取扱員1人が1日に取り扱うことのできる現金の限度額は、100万円とする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを超えて取り扱わせることができる。」と規定されているものの恒常的に100万円を超える額を取り扱っている状況であった。</p> <p>フェリー棧橋などでの現金受け取りや金</p>	<p>【交通班】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指摘の件について、交通政策班の4名に対し規定に基づき、任命を行ないました。 ・規程第2条第6項については、金融機関と協議し、平日の午後3時までには毎日入金を行なえるように改善した。また、棧橋～本庁、本庁から金融機関への現金輸送の際は、ダイヤル式簡易金庫に収納し、運搬することとし、監査指摘後から改善しております。 <p>リスク軽減のため、交通船事業にかかるキャ</p>

	<p>融機関への現金輸送及び庁舎内での現金管理をする上において、盗難、紛失及び不正などのリスク面が課題となっている。</p> <p>このことから、現状における問題点・課題の抽出を行い、金融機関との協議・調整、現金輸送時や保管中の保険加入、交通系ICカード導入によるキャッシュレス化など想定されるリスクの軽減に向け、可能な対策から順次取り組まれない。</p>	<p>キャッシュレス化に向け現在、総務課情報政策班とシステム導入に向け検討を行なっています。</p> <p>なお、保険加入については、今後、保険会社との協議を行なうようにし、職員のリスク軽減に努める。</p>
<p>指導事項</p>	<p>3 契約事務について</p> <p>総務課では、本庁舎施設・設備の改修工事をはじめ多くの維持修繕や保守業務を行っているが、その契約事務において、下記のとおり、不備な点がみられたので、平戸市契約規則などの関係例規に基づき、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 令和3年度に行った下記工事等において、完成届の中の完成年月日が未記入にもかかわらず、検査調書が作成されていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平戸市役所本庁舎直流電源装置蓄電池取替（契約額：3,025,000円） ・平戸市役所本庁舎屋上防水改修工事（契約額：13,181,300円） <p>(2) 吸収冷温水機保守管理業務において、平成31年4月1日付けで、平成31年4月1日から平成36（令和6年）年3月31日までの5年間の長期継続契約を締結しているが、必須とされる「翌年度以後において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合には、本契約は解除する。」旨の規定がなかった。</p> <p>(3) 平戸市公共施設におけるAED（自動体外式除細動器）賃貸借契約書の第1条において、「発注者は、受注者から、傷病者に対し救命処置のために使用する別紙仕様書に定める自動体外式除細動器（以下「AED」という。）を借り受けるものとする。」と規定されているが、契約書に仕様書が添付されていなかった。</p> <p>(4) 平戸市観光交通ターミナル賃貸事務所契約について、平成30年4月1日付けで大島フェリー乗船券販売所として使用するため、指定管理者である一般社団法人平戸観光協会と締結している。</p> <p>契約期間については、2018年（平成30年）4月1日から2019年（平成31年）3月31日までの1年間とし、契約書第2条第2項において、「契約満了の30日前までに甲乙の双方どちらかの申し出がない限り、本契約は継続して1年間の自動更新をしていくものとし、その後も同様とする。</p>	<p>(1) 【行政班】</p> <p>完成届に適正な年月日を記載した。</p> <p>(2) 【行政班】</p> <p>令和5年3月31日で、機器の更新に伴い新たに保守契約を締結したため、適正な規程を設けた。</p> <p>(3) 【行政班】</p> <p>契約に仕様書を添付し、適正に保管するよう是正した。</p> <p>(4) 【交通班】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者と協議を行ない、現在の契約内容について見直しを行ないます。時期については、令和6年度を予定しております。

	<p>次年度以降の契約を行わない場合、もしくは契約内容に変更がある場合は、契約満了の少なくとも 30 日前まで契約を更新しない旨、もしくは契約内容を変更する旨を伝えなければならない。」と規定されていた。</p> <p>しかしながら、単年度契約において契約期間の自動更新条項を定めることは、後年度予算の裏付けがないことや会計年度独立の原則から適切ではない。</p>	
指導事項	<p>4 平戸市男女共同参画推進協議会の会議録について</p> <p>令和 3 年度において、平戸市男女共同参画推進協議会要綱第 6 条に基づく会議を 3 回開催しているが、いずれも会議録が作成されていなかったため、要点筆記などの方法により会議録を作成し、今後の男女共同参画の推進に寄与されたい。</p>	<p>【行政班】</p> <p>会議後には、要点筆記の方法で会議録を作成するよう徹底する。</p>
指導事項	<p>5 情報セキュリティ対策について</p> <p>平戸市の情報資産の管理にあたっては、その基本指針として「平戸市情報セキュリティ基本方針（以下「基本方針」という。）」と、どのような対策をとるかを想定した「平戸市情報セキュリティ対策基準（以下「対策基準」という。）」及び対策の具体的な手順を示した「平戸市情報システム管理運用規程」などが定められている。</p> <p>しかしながら、対策基準の第 9 条第 1 項に規定されている本市の情報セキュリティの最高意思決定機関である「情報セキュリティ委員会」が近年開催されておらず、情報セキュリティに必要な事項が審議されていなかった。</p> <p>このことから、基本方針に基づく対策基準等を遵守の上、同委員会を開催するなど情報の共有と情報セキュリティの充実強化を図り、情報資産への脅威に対処されたい。</p>	<p>【情報管理班】</p> <p>今後必要に応じた開催を行うよう努めていく。</p>
意見	<p>1 公印の刷り込みにかかる印影原版廃棄処分書について</p> <p>令和 3 年度において、所管課から総務課に対し、公印刷込み許可申請書が 13 件提出され、いずれも公印刷込み承認書を交付しているが、公印刷込み後の「公印の印影原版廃棄処分書」については、3 件のみの報告となっていた。</p> <p>今後は、報告がされていない所管課に対し、公印の印影原版廃棄処分書の提出を促すなど平戸市公印規則に基づく、事務処理に努められたい。</p>	<p>【行政班】</p> <p>廃棄処分書の提出が無いものについては、いまだ廃棄されていないものと認識しています。</p> <p>公印刷込みの対象書類が使用終了となった場合は、原版廃棄処分書の提出が必要で、一連の事務となっていることを、所管課に対し改めて周知徹底します。</p>
意見	<p>2 平戸市コミュニティ推進モデル地域交付金交付要綱等の見直しについて</p> <p>平戸市新しいコミュニティ組織規則（以下</p>	<p>【協働班】</p> <p>平戸市コミュニティ推進モデル地域交付金については、3 年ごとに算定見直しを行う</p>

	<p>「規則」という。)において、新しいコミュニティ組織を運営する組織(まちづくり運営協議会、以下「まち協」という。)に交付される総額の交付基準は示されているが、具体的な算定方法や交付金の運用方法等については、「まちづくり運営協議会に関する事項(内規)」をもって示されている。</p> <p>しかしながら、市内全域に14のまち協が設立され、その交付額も多額であり、規則において委任条項もあることから、透明性を担保し、各まち協が共通認識をもって、円滑な運営を図ることができるよう、平戸市コミュニティ推進モデル地域交付金交付要綱等の見直しについて検討されたい。</p>	<p>ことを内規で定めていますが、令和4年度に開催した平戸市協働まちづくり推進委員会において、人口を基にした現在の算定方法では交付金の減少額が大きくなり、組織運営に影響がでることから、算定方法の見直しについて検討を求める意見が出されています。</p> <p>これを受けて、平戸市協働まちづくり推進委員会に設置している交付金検討部会で、算定のあり方にかかる検討を既に開始しているところです。新たな方針が定まりしだい平戸市コミュニティ推進モデル地域交付金交付要綱の改正を行います。</p>
意見	<p>3 平戸市コミュニティ推進モデル地域交付金事業の検証等について</p> <p>本事業は、まち協の設立をもって、地域社会における住民の自立を促し、地域の活性化と安心安全な持続ある地域社会を創りあげていく事業である。</p> <p>最初のまち協が発足してから9年、最後のまち協が発足してから2年が経過している。この間、各まち協では、地域の特色を活かした多彩かつ数多くの活動及びイベントを切れ目なく実施し、地域住民の要望や信頼に応えるよう努めてきたと思われる。</p> <p>こうした時間の経過を踏まえ、これまでの組織運営や事業等について、検証をし、持続あるまち協として発展されることを望むものである。</p> <p>併せて、令和3年度に地域の豊かな自然、文化遺産、慣習など、各まち協の地域を紹介した「平戸の宝 map」が発刊されているが、さらに、これまでの各まち協における実績と検証及び今後の活動指針などをとりまとめた「平戸市まちづくり運営協議会白書(仮称)」等の作成について検討されたい。</p>	<p>【協働班】</p> <p>各まちづくり運営協議会におけるこれまでの取組を総括し、その成果や今後の活動方針などを整理する必要性は感じているところです。設立からまだ間もない協議会もあることから、どのような形で検証すべきか十分に検討する必要はありますが、何らかの形で取りまとめたいと思います。</p>

定期監査「指摘事項」に係る措置状況一覧

【措置を講じた部局：健康ほけん課】

区分	内容	措置
指導事項	<p>1 例規の整備について</p> <p>健康ほけん課所管の例規において、下記のとおり、不備な点がみられたので、定期的を確認を行うなど適正な例規整備に努められたい。</p> <p>(1) 平戸市食育推進会議条例について</p> <p>同条例第3条第1項で「推進会議は、委員25人以内をもって組織する。」、また同条第2項で「委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。」と規定されている。</p> <p>委員は、学識経験者や食育推進に関する団体の代表者らで構成され、その中には「市職員」も含まれていることから、委嘱のほか「任命」も必要である。</p> <p>(2) 平戸市国民健康保険運営協議会規則について</p> <p>同規則第7条第1項で「協議会に書記を置き、市の職員のうちから市長が任命する。」、また、同条第2項で「書記は、会長の指揮を受け、庶務に従事する。」と規定されているが、書記の任命がされていなかった。</p> <p>このことから、書記任命の必要性等を確認の上、同規則の改正も含め適正な手続きをされたい。</p>	<p>(1) 令和5年度中に「任命」を加えた改正を予定しております。</p> <p>(2) 平戸市国民健康保険運営協議会における書記の任命について、令和5年度平戸市国民健康保険運営協議会において、規則第7条第1項及び同条第2項の規定のとおりといたします。</p>
指導事項	<p>2 公印の刷り込みにかかる印影原版廃棄処分書の報告について</p> <p>令和2年度及び3年度において、平戸市国民健康保険被保険者証への公印刷り込みに伴い、平戸市公印規則第10条第1項の規定に基づき総務課に対し、公印刷り込み許可申請書を提出し、同条第2項の公印刷り込み承認書を受けていた。</p> <p>しかしながら、同条第3項に規定されている公印刷り込み後の「公印の印影原版廃棄処分書」について、総務課に対し報告を行ってなかった。</p> <p>今後は、同規則を遵守の上、適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>令和5年度分平戸市国民健康保険被保険者証への公印刷り込み後の「公印の印影原版廃棄処分書」について、令和5年分より印影原版廃棄処分書を総務課に対し報告を行いました。</p>
指導事項	<p>3 契約事務について</p> <p>健康ほけん課では、各種検診や診療所における機器類の保守点検業務委託などを行っているが、その契約事務において、下記のとおり、不備な点がみられたので、平戸市契約規則などの関係例規に基づき、適正な事務処理に努められたい。</p>	

	<p>(1) 令和3年度において、子宮頸がん検診業務委託契約書を締結しているが、契約締結日が記入されていない。</p> <p>(2) 令和3年度の度島診療所において各種業務委託契約書を締結しているが、うち3件について、業務委託契約書に仕様書が添付されていない。</p> <p>(3) 令和2年度大島診療所の医事会計システム購入事業において、執行伺の仕様書の中で、システムの製品名を指定し、同等品不可としていたが、執行伺にその理由が記載されていない。</p> <p>(4) 令和3年度度島診療所の医事用コンピュータ保守業務において、執行伺に添付の見積提出依頼書の中に記載されている仕様は、「ソフトウェア保守及びハードウェア保守（デスクトップパソコン、プリンタ等一式）」となっていた。</p> <p>しかしながら、提出された見積書においてはソフトウェア年間保守料のみが記載され、契約書では保守業務の内容はソフトウェアだけとなっており、契約内容の概要を示した要綱においては特記事項として「ハードウェア点検サービス無し。」と明記されていた。</p>	<p>(1) 令和4年度以降、契約書は契約日を印字し、作成しております。</p> <p>(2) 度島診療所における、令和4年度以降のすべての業務委託契約書に仕様書を添付しております。</p> <p>(3) 大島診療所における医事会計システムのシステム製品名指定の理由を今後は執行伺いに記載するよう改善いたします。</p> <p>(4) 度島診療所における医事用コンピュータ保守業務の見積依頼仕様書と業者からの見積内容に相違がないよう、令和4年度より確認し契約するように改善しております。</p>
意見	<p>フレイル予防事業について</p> <p>本市の人工透析患者数は、国保データベースからの資料によると、国保被保険者数比率では0.6%と県内でも高く、ここ数年は50人前後（平戸市全体で100人程度）で推移していたが、令和3年度末では、42人であった。人工透析にかかる医療費は一人年間約630万円であり、人工透析にかかる医療費が医療費全体の8.4%にあたることから、加齢による心身の衰え防止と医療費の抑制のため、新たな人工透析移行者を減らす取り組みがなされている。</p> <p>人工透析患者の基礎疾患である糖尿病と高血圧症の重症化予防事業として、戸別訪問による保健指導、受診勧奨、かかりつけ医との連携などを通じて、病院や保健師の管理下での指導等を実施することで、新規移行者の抑制につながっている。</p> <p>今後も、糖尿病や高血圧症など疾患を絞った取り組みを強化するとともに、地域におけるフレイル予防教室などでの健康教育・相談等を組み合わせることで、健康寿命の延伸と医療費抑制に努められたい。</p>	<p>これまでの地道な指導が、少しずつですが成果につながっていると考えております。今後は、保健指導や受診勧奨に加え、令和5年度より、かかりつけ医との連携を強化するために、県と協力しながら市内医療機関の医師との協議及び研修会を進めております。</p> <p>また、健康教育や健康相談も長寿介護課とも連携しながら各地区の課題に応じた内容で実施しております。</p> <p>引き続き、上記事業を実施し、健康寿命の延伸と医療費抑制に努めてまいります。</p>

定期監査「指摘事項等」に係る措置状況一覧

【措置を講じた部局：会計課】

区 分	内 容	措 置
指導事項	<p>金券類（郵便切手等）の管理について</p> <p>現在、郵便切手等の金券類については、管理方法等が例規で規定されていないことから、各課独自で様式等を作成し管理を行っており、所管課によって管理方法や様式等が異なっている状況である。</p> <p>このことから、郵便切手類やフェリ一回数券等の金券類について、平戸市物品管理規則の中で、物品上の分類や管理方法及び受払簿の様式を規定するなど検討されたい。</p>	<p>金券類（郵便切手等）は、地方財務実務提要の解説によると、消耗品に分類されるとしており、金銭的価値を有するという性質があることから、「郵便切手等受払簿」等を物品管理者が備え付けるべき帳簿として規定するよう考えております。時期としましては、現在、導入を予定している財務会計システム電子決裁に係る平戸市物品管理規則の改正の際（令和6年度中）に併せて、改正をするよう検討しております。</p> <p>また、「郵便切手等受払簿」等の様式につきまして、県内13市の例規を確認しましたところ、様式について規定している市は有りませんでした。</p> <p>この結果をふまえ、県内各自治体等の運用方法を参考にしながら、上記規則の改正に併せて、会計事務の手引き等に様式を掲載し、会計事務研修会の際に庶務担当へ指導し、グループウェアにおいて全庁的に周知をしていくよう検討しております。</p>